

入所申込みから入所までの流れ

〈各種申込み方法〉

①＜窓口での申込みの場合＞

申込み締切日までに必要な書類(P39参照)を下記受付場所にお持ちください。(先着順ではありませんが、締切間際や連休前は混雑の恐れがありますので余裕をもってお越しください。)

受付場所		青梅市こども育成課(市役所1階12B 窓口)		
申込期間	4月一次入所	令和6年12月2日(月) ～ 令和6年12月27日(金)		
	4月二次入所	令和7年1月6日(月) ～ 令和7年3月10日(月)		
申込締切日	5月入所	令和7年4月15日(火)	11月入所	令和7年10月15日(水)
	6月入所	令和7年5月15日(木)	12月入所	令和7年11月14日(金)
	7月入所	令和7年6月13日(金)	1月入所	令和7年12月15日(月)
	8月入所	令和7年7月15日(火)	2月入所	令和8年1月15日(木)
	9月入所	令和7年8月15日(金)	3月入所	令和8年2月13日(金)
	10月入所	令和7年9月12日(金)		

※受付時間は午前8時30分から午後5時まで(木曜日は午後8時まで)

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は受け付けておりません。



②＜ぴったりサービス(電子)での申込みの場合＞

①に記載の申込締切日の5日前必着です(該当日が土・日・祝日の場合には、前開庁日必着)。

※申請にはマイナンバーカードが必要です。

※電子で申込みをされた場合には、お手数をおかけいたしますが、必ず青梅市こども育成課保育・幼稚園係までご連絡いただきますようお願いいたします。

※提出された書類に不備があった場合、記載内容について確認することがありますので、確実に連絡が取れる連絡先でお申込みください。認定事由に該当しないと判断した場合、利用調整の対象にならないことがあります。また、不足書類がある場合、電話で連絡いたします。不足書類の提出締切日は①に記載の申込締切日となりますので、必ず提出してください。提出がない場合は、入所・転園希望月の利用調整の対象にはなりません。

③＜郵送での申込みの場合＞

郵送先は、【〒198-8701 青梅市東青梅 1-11-1 青梅市役所こども育成課保育・幼稚園係】です。

①に記載の申込締切日の5日前必着です(該当日が土・日・祝日の場合には、前開庁日必着)。

※郵送で申込みをされた場合には、お手数をおかけいたしますが、必ず青梅市こども育成課保育・幼稚園係までご連絡いただきますようお願いいたします。

※申請書類については、「P39 保育施設利用申込みの提出書類チェックリスト」をご確認ください。

※提出された書類に不備があった場合、記載内容について確認することがありますので、確実に連絡が取れる連絡先でお申込みください。認定事由に該当しないと判断した場合、利用調整の対象にならないことがあります。また、不足書類がある場合、電話で連絡いたします。不足書類の提出締切日は①に記載の申込締切日となりますので、必ず提出してください。提出がない場合は、入所・転園希望月の利用調整の対象にはなりません。

※書類の遅れや不着の場合については、選考対象とはなりませんのでご注意ください。

※書類は到着確認が出来る郵送方法(簡易書留やレターパック等)で提出してください。到着確認の問い合わせには対応できません。

※郵送事故等による書類の遅れや不着については、市は一切責任を負いません。予めご了承ください。

申込み



利用調整

保育所等の募集人数に応じて市が定める利用調整基準表にもとづき、点数が高い順に保育所等の入所を決定します。



利用調整結果通知書・給付認定通知書の発送

4月一次入所:2月末ごろ / 4月二次入所:3月下旬ごろ / 5月～3月入所:申込月下旬ごろ



決定

後日、入所が決まった保育所等から連絡がいきます。
説明会等に出席をし、必要な手続きを行ってください。



保留(待機)

申込書は年度内有効のため、再度の申請は不要です。希望
先の変更や申込みの取下げを行う場合は、次回の締切日
までに手続きをしてください。
※保留となった場合は初回のみ通知します(4月二次保留
通知については、一次で保留となった方にも通知します)。

MEMO

申込み上の注意

<希望園について>

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業の事業ごとに3つ(最大11施設)まで選ぶことができます。認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業を希望する場合は、申込み前に必ず見学をしてください。また、希望先の募集が0人でも退園・転園等で空きが生じることがあるため、申込みは可能です。

<食物アレルギー等があるお子さんについて>

食物アレルギー等の種類や在園児童の除去対応人数などによって受け入れ可能状況が異なりますので、必ず申込み前にお子さんと一緒に入所を希望する全ての保育所等に見学・相談を行い、保育所等で受入れが可能か確認してください。申込み時にも改めて市から希望園へ受入れ可能かの確認を取りますので、見学に行っていない場合は申込みを受け付けできません。

<障害・集団保育にあたって配慮が必要な疾病を有するお子さんについて>

お子さんの状態や保育所等の体制等によって受入れ可能状況が異なりますので、必ず申込み前にお子さんと一緒に入所を希望する全ての保育所等に見学・相談を行い、保育所等で受入れが可能か確認してください。申込み時にも改めて市から希望園へ受入れ可能かの確認を取りますので、見学に行っていない場合は申込みを受け付けできません。

<0歳児保育について>

保育所等によって0歳児保育の受入れ可能月齢が異なります。認可保育所保育内容(P24.25)または各保育事業の案内ページ(P34-36)をご確認の上、申込みください。

<青梅市外の保育所等を希望する場合>

市区町村により申込方法等が異なるため、希望する保育所等が所在する市区町村に「提出先」、「申込み締切日」、「必要書類」、「申込条件」等を確認し、希望先の市区町村の締切日の1週間前までに青梅市こども育成課に申込みをしてください。

※希望先の市区町村に転出予定がある方は、直接、希望先の市区町村にお申込みください。

<青梅市外からの申込みについて>

① 転入予定がある方（青梅市民として選考）

青梅市に転入予定の方は青梅市の申込締切日までに青梅市こども育成課で申請をしてください。

必要書類	・申込書類一式(青梅市様式) ・転入に関する誓約書(青梅市様式) ・賃貸借契約書または売買契約書の写し
提出先	青梅市こども育成課 ※転入前の申込みは仮申込みのため、入所希望月の前月末日までに青梅市へ転入(住民票を異動)し、青梅市こども育成課の窓口で本申込みを行わない場合は、入所が決まっても <u>取消し</u> となります。 ※令和7年4月入所の申込みから提出先が、青梅市こども育成課に変更となりました。

② 転入予定がない方（青梅市民の選考後に空きがあれば選考）

転入予定がない方は青梅市の締切日の1週間前までに、現在お住まいの(住民票がある)自治体で申込みをしてください。

保護者どちらかの勤務地が青梅市にある場合、または青梅市が通勤経路、青梅市で里帰り出産をする場合(出産予定月とその前後2か月の計5か月に限る)に申込みことができます。

必要書類	申込書類一式(住民票がある市区町村の様式)
提出先	現在お住まいの(住民票がある)自治体



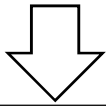
▲転入予定者
必要書類

<兄弟姉妹の同時申込について>

兄弟姉妹二人以上を同時に申込みする場合は、条件の選択が必要です。次の条件を確認し、申込書下部「兄弟姉妹で同時に申し込む場合」の該当する項目に✓してください。

兄弟姉妹のいずれか一人のみの入所が決まった場合でも保育施設を利用しますか？

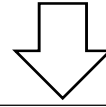
はい



一人だけでも利用できる保育施設があれば入所決定をします。

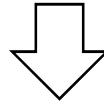
「一人だけでも利用を希望する」に✓の上、兄弟姉妹が同時に入所できる場合もあるため、次の条件も設定してください。

いいえ



兄弟姉妹全員が、同時に同じ保育施設を利用できる場合のみ利用しますか？（別々の施設になる場合は利用しない）

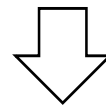
はい



兄弟姉妹全員が同時に同じ保育施設を利用できる場合のみ入所決定をします。

「全員同時に同じ保育所等を利用できなければ利用しない」に✓してください。

いいえ



兄弟姉妹全員が別々の保育施設でも同時に入所できる場合は入所決定をします。

「全員が同時に利用できるなら、別々の保育所等でも利用する」に✓をし、次の条件を設定してください。

兄弟姉妹で同時入所できる場合

・同じ保育所等優先

	上の子	下の子
第1希望	○	×
第2希望	○	○
第3希望	×	○

・希望順位優先

	上の子	下の子
第1希望	○	×
第2希望	○	○
第3希望	×	○

※○…入所可能園 色付き…入所決定園